

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
宮城県 県	新エネルギー設備導入支援事業	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：県内に事業所を有する法人・団体及び個人事業者</li> <li>・規模要件</li> </ul> <b>【太陽光発電システム】</b> 1 地点あたりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施工する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点あたりの平均出力が 4kW 以上。 <b>【太陽熱利用システム】</b> 県内の事業所に集熱器総面積 10 m <sup>2</sup> 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者	<b>【太陽光発電システム】</b> ○補助率 ・自家消費する場合 1/3 以内 (ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2 以内) ・蓄電池を併設する場合は、蓄電池 1/3 以内 ○限度額 500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し 500 万円 <b>【太陽熱利用システム】</b> ○補助率 1/2 以内 ○限度額 2,000 万円	平成 30 年 3 月 19 日～平成 30 年 5 月 25 日	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html</a>	環境生活部 環境政策課 022(211)2664
宮城県	仙台市 仙台市民間防災拠点再生可能エネルギー等導入支援補助金	補助金	防災拠点になりうる民間施設	補助率 1/2 (上限 1000 万円)	H30 年 4 月 2 日～H30 年 11 月 30 日	<a href="http://www.city.sendai.jp/kankyo/jigyosha/kankyo/hozen/kobo.html">http://www.city.sendai.jp/kankyo/jigyosha/kankyo/hozen/kobo.html</a>	防災環境都市・震災復興室 022-214-8098
	仙台市 仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金	補助金	・市内に事業所等を所有している方、又は所有する予定の方	補助対象経費の 1/10 <b>【限度額】</b> 3 万円(自然循環型) 9 万円(強制循環型) 12 万円(補助熱源一体型)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日	<a href="http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/hojokin.html">http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/hojokin.html</a>	環境局環境部 環境企画課 地球温暖化対策係 022(214)8232
福島県	西会津町 西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金	補助金	太陽光発電やバイオマス燃料ストーブなどの設備を設置する町税などの滞納がない人または法人 (対象施設)町内の一般住宅、事業所、農業用施設	<b>【太陽光発電】</b> 3 万円/kW 上限 12 万円 (4kW まで) <b>【太陽熱利用(給湯システム・ソーラーシステムなど)】</b> 工事費の 10%(上限 5 万円) <b>【風力発電・小水力発電】</b> 工事費の 10%(上限 10 万円) <b>【バイオマス燃料ストーブ】</b> (煙突などの工事費を含む、1 台当たり 5 万円以上のもの): 購入費・工事費の 1/3(上限 10 万円) <b>【雪氷熱利用】</b> 工事費の 10%(上限 10 万円)	H30.4 月～H31.3 月	<a href="https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/2/20.html">https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/2/20.html</a>	企画情報課 情報政策係 0241-45-4536

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	安中市	大規模太陽光発電設備設置促進条例	課税免除	平成 29 年 12 月 15 日に廃止条例を施行したことに伴い、奨励措置を終了したが、①既に奨励措置を受けている者、②既に従前条例に基づく課税免除の適応を受けている者、③廃止条例の施行の日(平成 29 年 12 月 15 日)までに経済産業大臣の認定を受け、かつ大規模太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者、④平成 30 年 12 月 31 日までに経済産業大臣の認定を受け、かつ平成 33 年 1 月 1 日までに大規模太陽光発電設備の稼働を開始した者については、暫定的に奨励措置を継続する。	対象となった設備に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税について 3 年間、課税を免除します(設備が稼働し、課税されることとなった年度から 3 年間につき課税を免除します)。	H30.4.1～ H31.1.31	<a href="http://www.city.annaka-gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html">http://www.city.annaka-gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html</a>	総務部企画課 内線 1021
千葉県	千葉市	千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金	補助金	市内の高齢福祉施設、障害福祉施設及び医療施設に太陽熱利用給湯システムを設置する場合	補助対象経費の 3 分の 1 以内(千円未満を切捨て)補助上限:100 万円	平成 30 年 4 月 16 日から平成 30 年 5 月 31 日まで	<a href="http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/renewable-energy-hojo.html">http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/renewable-energy-hojo.html</a>	環境局環境保全部 環境保全課 暖化対策室 043-245-5199 内線(2720)
千葉県	市原市	市原市企業立地促進条例	奨励金	・新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法施行令第 1 条各号に規定するエネルギー利用に関する施設(太陽光発電・熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、温度差エネルギー、中小規模発電、地熱発電) ・天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車等の革新的なエネルギー高度利用技術に関する施設 ※対象地域:工業専用地域、工業地域、準工業地域並びに市街化調整区域のうち地区計画が定められた地域	投下固定資産に係る各年度における固定資産税額の 60%に相当する奨励金を 5 年間交付 総額 5 億円以内	平成 29 年 6 月 30 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	<a href="http://www.city.ichihara.chiba.jp/kanko/0205sangyou/kigyourittigaido.html">http://www.city.ichihara.chiba.jp/kanko/0205sangyou/kigyourittigaido.html</a>	経済部 商工業振興課 工業振興係 0436-23-9836
千葉県	流山市	流山市企業立地の促進に関する条例(環境配慮型設備設置費助成金)	助成金	立地企業	1kW 当たり 5 万円 限度額 100 万円	平成 18 年 4 月 1 日から開始	<a href="http://www.city.nagareyama.chiba.jp">http://www.city.nagareyama.chiba.jp</a>	総合政策部 誘致推進課 誘致推進係 04-7150-6319
		流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置奨励金	奨励金	・市内の集合住宅・事業所に市内の事業所から太陽光発電設備を購入し設置したもの。	1kw 当たり 2.5 万円 限度額 30 万円	平成 30 年 6 月 1 日から受付予定	<a href="http://www.city.nagareyama.chiba.jp">http://www.city.nagareyama.chiba.jp</a>	環境部環境政策課 環境政策係 04-7150-6083

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
千葉県	南房総市	南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例	奨励金	次の1～4の条件を満たし、市長の承認を得た事業者 (1) 当該事業所等に係る投下固定資産総額が100,000,000円(中小企業者については、30,000,000円)以上であること。 (2) 当該事業所等において新規に雇用する常用雇用のうち、当該雇用の日前1年以上引き続き市内に住所を有している者が10人(中小企業者については、3人)以上であること。 (3) 当該事業所等において就労する者に占める常用雇用の割合が2分の1以上であること。 (4) 公害を防止する適切な措置が講じられていると認められるもの	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に資する設備を、国又はそれに準じる機関から補助を受けて設置したときに、当該補助の算定の基準となった額の10分の1に相当する額を交付。限度額500万円。1回限り。	平成21年度から	<a href="http://www.city.minami-boso.chiba.jp/0000001440.html">http://www.city.minami-boso.chiba.jp/0000001440.html</a>	商工観光部商工課 商工振興係 0470-33-1092
東京都	都	地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業	補助金	民間事業者	1/6以内(国等の補助金と併給する場合は、合計1/2以内)上限2500万円	平成30年5月7日～平成31年3月29日	<a href="https://www.tokyo-co2down.jp/company/subscription/chisan-chisho/index.html">https://www.tokyo-co2down.jp/company/subscription/chisan-chisho/index.html</a>	環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー課 03-5320-7783
東京都	杉並区	低炭素化推進機器等導入助成	補助金	・杉並区内建物の共同住宅の共有部分に対象機器等を導入する区内管理組合または管理者 ・杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する医療法人、社会福祉法人、学校法人 ・杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する町会・自治会、商店街組合等	・強制循環式ソーラーシステム: 1㎡あたり2万円、(限度額6万円) ・自然循環式太陽熱温水器: 1㎡あたり1万円(限度額2万円) ・太陽光発電システム: 1kWあたり4万円(限度額12万円)	平成30年4月5日から平成31年2月28日までの申し込み分	<a href="http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.htm">http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.htm</a>	環境課環境活動推進係
東京都	北区	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成	補助金	区内に事業所を有する又は有する予定の方で、自ら使用する目的でシステムを設置する方(中小企業者等を除く)	【太陽熱温水器】 助成対象経費の50%とし、上限15万円(区内業者による施行の場合、助成対象経費の60%とし、上限18万円) 【太陽光発電システム】 1kWあたり8万円、上限20万円(区内業者による施行の場合、1kWあたり9.6万円、上限24万円)	平成30年4月1日から平成31年3月15日まで	<a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html</a>	生活環境部環境課 環境政策係 03(3908)8603

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	足立区	太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの設置後に申請(ただし、電力受給契約後 12 ヶ月以内)	下記の1～5すべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1)区内の住宅に発電システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)、公益的施設の場合は(4)を参照)。 (2)区内の事業の用に供する建築物に発電システムを設置した事業者。 (3)区内の分譲マンションに発電システムを設置した管理者(区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置していること)。 (4)区内の公共的施設に発電システムを設置した事業者(公益的施設とは、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち、町会・自治会館、民設民営の高齢者施設、民設民営の障がい者施設、民設民営の私立保育園、私立幼稚園をいう)。 2 未使用の発電システム一式を新規に設置していること。 3 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること。 4 電力受給開始日から 12 ヶ月を経過していないこと。 5 補助対象者に住民税(法人が補助対象の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。	下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1,000円未満切捨て、上限あり) (1)補助対象経費の3分の1に相当する額 (2)1kWあたり6万円に発電設備最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て)を乗じて得た額。(1000円未満切捨て) ●上限額 24万円(分譲マンションに設置した場合60万円、公益的施設に設置した場合120万円) ※ 足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の2割増の額。1kWあたり7万2千円(上限28万8千円、分譲マンションに設置した場合72万円、公益的施設に設置した場合144万円)	平成 30 年 4 月 11 日から 平成 31 年 2 月 28 日	<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurasai/kankyo/ondanka-jih24-taiyo.html">http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurasai/kankyo/ondanka-jih24-taiyo.html</a>  予定件数 120 件(予算に達した時点で終了)	環境部 環境政策課 管理係
東京都	三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金	助成金	市内に事業所等を有し、自ら所有し使用するために太陽光発電(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。	①自ら発注して設備を設置した場合: 1kWあたり2万円、上10万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合:1万5千円	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日。ただし、予算の範囲内で先着順	<a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/071/071889.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/071/071889.html</a>	生活環境部 環境政策課 担当:川上、竹内 0422-45-1151 (内線 2525)
東京都	町田市	町田市町内会・自治会集会施設整備事業	補助金	以下の条件を満たす集会施設 ①広く地域コミュニティ活動に貢献又は貢献可能な集会施設 ②町内会・自治会が所有し、管理及び運営を行う集会施設	・太陽光発電システム:1kW当たり2.5万円、上限15万円 ・蓄電池システム:定額5万円 ※施設ごとにそれぞれ一度限りの補助	2018年4月1日から 2019年3月31日(予定)	<a href="http://www.city.machida.tokyo.jp/community/cyonaikai/hojoshien/cyonaikai05.html">http://www.city.machida.tokyo.jp/community/cyonaikai/hojoshien/cyonaikai05.html</a>	市民部 市民協働推進課 電話:042-724-4362 FAX:050-3085-6517

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
山梨県	北杜市	北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金	補助金	【北杜市公民館条例(平成 16 年北杜市条例第 97 号)第 3 条に規定する分館又はそれに類似する施設(以下「集会施設」という。)に設置する場合】 ①集会施設に設置した団体 ②国の住宅用太陽光発電導入支援補助金以外の太陽光発電システムの補助金を受けた集会施設は対象外とする。	【強制循環型太陽熱利用システム】 1 システム=50,000 円 【二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器】 1 基あたり=50,000 円 【定置用リチウムイオン蓄電池】 1 基あたり=100,000 円 【木質ペレットストーブ】 1 基あたり=30,000 円 【住宅用太陽光発電システム】 1kW あたり 25,000 円 上限 200,000 円	H30.4.1～ (制度統合のため)	<a href="http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1607.html">http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1607.html</a>	生活環境部環境課 新エネルギー推進担当 0551(42)1341
長野県	県	地域主導型自然エネルギー創出支援事業	補助金交付	1. 地域主導型自然エネルギー推進事業 ・市町村又は民間団体が、地域主導型自然エネルギーを創出するための取組に要する次に掲げる経費 (1)ソフト事業(可能性調査、計画策定、設計) (2)ハード事業(機器設備導入) 2. 地域づくり協議会支援事業 ・市町村の、地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	1. 地域主導型自然エネルギー推進事業 2 分の 1 以内、上限 500 万円 ただし、民間団体が行うハード事業は、3 分の 1 以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率 2 分の 1 以内、上限 750 万円とする。 2. 地域づくり協議会支援事業 3 分の 2 以内、上限 100 万円	H25～	<a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html</a>	環境部 環境エネルギー課 TEL026-235-7179 FAX026-235-7491
静岡県	県	新エネ・省エネ設備等導入促進資金	融資	県内で 1 年以上継続して事業を営んでいる中小企業者(個人事業主、会社、医療法人)、組合を対象とし、下記の 8 設備のいずれかを導入する場合、融資利率が更に優遇される。ただし、導入する設備について、既に購入契約を締結しているものは対象外。 ○太陽光発電 ○太陽熱利用 ○風力発電 ○水力発電 ○地熱発電 ○バイオマス発電・熱利用 ○天然ガスコージェネレーション	融資利率 1.4%以内 (融資限度額 1 億円)	H30.4.1～ H31.3.31		経済産業部 商工業局 商工金融課 054-221-2513 経済産業部 産業革新局 エネルギー政策課 054-221-2949

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	沼津市	省エネルギー推進事業	補助金	目的:太陽光エネルギーの利用促進及び温室効果ガスの排出量の削減を図る。 補助先:市内の事業所、自治会集会所または共同住宅に太陽光発電システムを設置し、電力を事業活動、自治会活動または共同住宅の共用部のみに使用しようとする者。 その他の条件:過去に同機器で補助を受けていないこと。市税(市民税及び固定資産税)を滞納していないこと	1kW あたり 5,000 円 (上限 2 万円)	H30.4.2～ H31.3.29		環境政策課 環境企画係 055-934-4741
静岡県	富士宮市	富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業	補助金	市内の自治会など、区、町内会その他の自治会組織で、区民館(区民館に準ずるものを含む)としての用途を持つ建物等に、以下の創エネ機器と蓄エネ機器を設置し、自治会など(新築を含む)の電力として活用し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定が受けられるもの(余剰売電のみ)。 創エネ機器:太陽光発電システム、家庭用燃料電池(エネファーム) 蓄エネ機器:定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トウ・ホームシステム(クリーンエネルギー自動車と同時購入)	上限 150 万円	H30.4.3～ H31.1.31		環境企画課 環境エネルギー室 0544-22-1131
静岡県	富士市	中小企業者温暖化対策事業費補助金	補助金	<対象者> 市税を完納している中小企業者(大企業の子会社を除く)、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体(構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合)であって、最新の貸借対照表及び損益計算書を提出できる事業者。 ※また、市内で新エネルギー対策以外の事業を1年以上営まれている方が対象。ただし、工場新設の際の屋上・敷地内への設置、本補助制度の対象となる事業者が主となり組成する特別目的会社等、市内中小企業者との連携が強い事業は対象。 <対象事業> (1)または(2)のいずれかに該当する事業を実施するもの。 (1)省エネルギー対策 省エネルギー診断を受けて必要とされる省エネルギー改修工事であって、次のいずれかに該当するもの。 ①年間5トン以上の温室効果ガスを削減する事業 ②事業場全体の10%以上の温室効果ガスを削減する事業 ③環境エネルギー推進協議会の推奨機器を導入する事業 (2)新エネルギー対策 新エネルギー利用等を行うための施設または設備の導入。ただし、太陽光発電に関しては10kW以上の設備に限る。	(1)省エネルギー対策 ①、②のうちいずれか少ない方の金額。(上限75万円 (国、県の補助金併用の場合 上限300万円)) ①年間温室効果ガス削減量 1kgあたり100円 ②設置費用の1/4(国、県の 補助金併用の場合1/10) ※LED(推奨機器は除く)は、 上記により算出した額に0.8 を乗じた額。 (2)新エネルギー対策 ①太陽光発電(10kW以上) 発電出力1kWあたり8千円 (上限100万円)。 ②それ以外の新エネルギー (ア)(イ)のうちいずれか少ない 方の金額(上限500万円)。 (ア)年間温室効果ガス削減量 1kgあたり100円(売電目的 は16円) (イ)設置費用の1/4	H27.4.1～ H31.3.31		環境部 環境総務課 0545-55-2901

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	藤枝市	太陽光発電設備に係る課税標準の特例について	減税	市内に設置された太陽光発電設備で事業の用に供するものに対して固定資産税(償却資産分)を軽減する特例措置を講じる。	・国補助金の交付を受けて設置された太陽光発電設備の課税標準額を3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額へ軽減する(3年間)。 ・上記以外の太陽光発電設備の課税標準額を4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額へ軽減する(3年間)。 ・軽減割合は今後条例にて制定予定。	H30.4.1～ H32.3.31		課税課 054-643-3279
		藤枝市設備投資資金 利子補給金交付制度	融資	県の新エネ・省エネ設備等導入促進資金の設備資金を借りていて遅滞無く利子の支払いをしており、市内に店舗、工場、事業所等を設けて1年以上同一事業を営んでおり、市税を完納している中小企業等。	【利子補給金額(100円未満切り捨て) ①設備投資相当額2,000万円を限度 年間支払利子額×設備投資相当額/借入金額×1/借入利率×100 ※借入利率が1.25%に満たない場合は、当該利率は1.25%とする ②利子補給額の上乗せ(設備投資利子相当額－①)×1/2 【利子補給期間・支払利子額】 資金を借り入れた日から2年以内の 本年度は、H30.1.1～12.31までの支払利子額が対象	対象期間 H30.1.1～ H30.12.31 申請期間 H31.1.15～ H31.1.25		産業振興部 産業政策課 054-643-3165
静岡県	袋井市	袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金	補助金	太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約(余剰電力買取の場合のみ対象)を締結した事業者で、市内に住所を有し、市税を滞納していない事業者。	機器購入に要した費用の2分の1以内 1kW当たり1.5万円、6万円限度	H23.4.1～		産業環境部 環境政策課 0538-44-3135
静岡県	裾野市	裾野市新エネルギー機器設置事業補助金	補助金	事業者が自己の事業の用に供する建物に設置するもの。 ①太陽光発電システム ②太陽熱高度利用システム ③蓄電池システム	①4万円 ②3万円 ③10万円	H30.4.1～ H31.3.31 (予算がなくなり次第終了)		生活環境課 055-995-1816

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	吉田町	再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置	減税	* 対象: 10kW 以上の太陽光発電設備 * 条件: 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、政府の補助を受けて取得した設備に限る。	* 期間: 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分 * 措置: 発電規模によって以下の通り軽減税率が定まる。 (1) 1,000kW 未満の太陽光発電設備の場合 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額 (2) 1,000kW 以上の太陽光発電設備の場合 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3の額	H30.4.1～ H32.3.31 の間に新たに取得した資産		税務課 資産税部門 0548-33-2108
三重県	津市	津市新エネルギー利用設備設置費補助金	補助金	集会所に太陽光システムを設置される自治会へ設置工事費の一部を補助する。	太陽光発電施設・・・ 60,000 円(5kW 以上 10kW 未満)	H30.4.2～ H31.3.29	<a href="http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html">http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html</a>	環境政策課
滋賀県	長浜市	市民団体発電取組支援事業	補助金	再生可能エネルギーによる発電事業を実施する市民活動団体に補助金を交付	対象経費の1/2以内 限度額: 1,000 千円 予算額: 1,000 千円	平成 30 年 7 月 (予定)	1 団体のみ	環境保全課 0759-65-6513
滋賀県	守山市	エコ自治会普及促進補助金	補助金	自治会集会所において、以下のエネルギーシステム・省エネ設備等を、市内業者の施工により導入する場合に助成。中小企業者については下記(3)～(6)、自治会については下記(1)～(6)が補助対象メニュー。 (1) 太陽光等の再生可能エネルギー発電システム (2) 省エネルギー効果設備(LED 等) (3) 蓄電池 (4) エネファーム、エコウィル (5) 太陽熱利用システム(自然または強制循環) (6) 太陽光発電システムと蓄電池	太陽光発電システム 1kW あたり 3 万円、 その他については補助対象経費の 1/3 以内 限度額: (1)・(2)・ (4)は 30 万円、(3) は 20 万円、(5)5 万円、(6)50 万円	(募集期間) H30.5.15～ H31.2.28	<a href="http://www.city.moriyama.lg.jp/kankyoseisaku/2018ekojichikai.html">http://www.city.moriyama.lg.jp/kankyoseisaku/2018ekojichikai.html</a>	環境政策課 077-582-1154
滋賀県	甲賀市	公共的施設等再生可能エネルギー導入事業	補助金	区・自治会が所有(管理)する公民館等への再生可能エネルギー発電設備導入に対し補助を行う。また、同時に省エネ器具を導入する場合にその設備に対し助成を行う。	(発電設備) 対象経費の 1/2 または 20 万円/kW のいずれか低い額(上限 200 万円) (省エネ器具) 対象経費の 1/2(上限 25 万円)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	市ホームページ <a href="http://www.city.koka.lg.jp/7406.htm">http://www.city.koka.lg.jp/7406.htm</a>  要望無しのため、本年度は予算未計上。	生活環境課 0748-65-2144



実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
京都府	府	自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度	補助金又は設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免	自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者	補助金:設備取得価額の1/3 (上限500万円) 税減免:設備取得価額の1/3(上限1,000万円)	補助金: H30.4.16~ H31.1.31 税減免 H30.4.1~ H31.3.31	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuuusokusinjourei_shien.html">http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuuusokusinjourei_shien.html</a>	京都府環境部 エネルギー政策課 075-414-4298
京都府	京丹後市	平成30年度京丹後市地産地消型エネルギー導入促進支援補助金	補助金	<p>■補助事業者の対象</p> <p>市内に居住、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する予定の電力供給契約を結ぶ個人(個人事業主を含む)、法人、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号)第25条第1項に規定する管理者、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定にする地縁による団体、又は自治会とし、補助システムを自ら使用する方で、市税(これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納がない方</p> <p>■補助対象条件</p> <p>①住宅又は住宅として使用される予定の建物等に設置されること(住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可)</p> <p>②設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること</p> <p>③システム管理・活用が、補助事業者の責任下で実行される環境にあること</p> <p>④市内の設置施工等業者の設置・施工又は一部施工を伴うこと</p> <p>⑤発電量の報告について、その実施意思を表明するものであること</p> <p>⑥CO2の排出削減事業及び消費活動の効率化について、その取り組みに関する意思を表明するものであること</p> <p>⑦国が提唱する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取り組みに対する賛同の意志を表明するものであること</p> <p>■補助対象システム</p> <p>①未使用品の取得であること(移設されたもの、又は過去に系統連系等使用されたものは対象外)</p> <p>②JISに基づく試験により認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されていること</p> <p>③性能の保証や取得後のサポート等が、システム等の製造メーカー等によって一定期間確保されていること</p> <p>④未着工であること(既に設置されているシステム、前年度までに設置工事が完了しているシステムは対象外)</p>	①自家消費発電システム(太陽光発電システム):10,000円/kW(上限100,000円)	第1次公募期間: H30.4.1~ H30.7.13 ※予算執行の状況により第2次公募を行う	<a href="https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/s_himinkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/1496.html">https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/s_himinkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/1496.html</a>	京丹後市 市民環境部 市民環境課 環境政策係 0772-69-0240

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
佐賀県	佐賀市	自治公民館太陽光発電システム設置支援事業	補助金	対象者：市内の所有する自治公民館に太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力需給契約を結ぶ自治会 対象施設：原則として築 20 年以内の自治公民館 対象経費：太陽光発電システムの設置に要する経費	補助対象経費の 1/2 (限度額 150 万円)	H30.4.1～	※当初での予算措置はないが、申請があれば補正予算で対応の予定	環境部環境政策課 温暖化対策室 0952-40-7201